

第34回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月23日(木) 午後1時30分から1時49分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 大会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広		
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	猿渡 万里子
	8番	大原	睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木 孝一
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農地利用集積円滑化事業に係る砂川市長の権限に属する事務の委任の廃止について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	野田	勉
事務局事務係係長	篠崎	強
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、ご案内した時刻になりましたので、これより第34回農業委員会定例総会を始めたいと思います。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 開会挨拶。
本日の議事録署名委員は8番の大原睦生委員と、9番の石井和裕委員です。よろしくお願いいたします。

事務局 それでは早速、議事に入ります。
報告第1号「農地利用集積円滑化事業に係る砂川市長の権限に属する事務の委任の廃止について」を議題といたします。事務局説明願います。

事務局 報告第1号「農地利用集積円滑化事業に係る砂川市長の権限に属する事務の委任の廃止について」ご説明いたします。

令和元年5月24日に公布されました農業経営基盤強化促進法の一部改正が、本年4月1日に施行されたことによりまして、農地利用集積円滑化事業が削除されて、農地中間管理事業に統一されました。これに伴い、砂川市より、砂川市農業委員会へ事務を委任していた農地利用集積円滑化事業を廃止した旨の通知がありましたので、ご報告いたします。

なお、参考として別添1に規則の新旧対照表と改正後の規則を添付しておりますので、ご参照の上、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

会長 只今の報告についてご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件について、承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、ご審議いただき、ご意見を求めたいと存じます。

土地所有者（貸主）

転用計画者（借主）

土地の表示

田	田	4,203 m ²
田	田	13,550 m ²
田	田	9,775 m ²
田	田	4,843 m ²
合計	4筆	32,371 m ²

農地の区分

農用地、都市計画区域外、農振農用地区域内

転用目的

耕地改良に伴う砂利採取

転用事由の詳細

申請地の下層は砂利層になっているため、浮き上がった砂利が農業機械を損傷する要因になっている。従って砂利採取後、上質表土を敷き詰めて耕地改良します。

期間

令和2年7月1日から令和3年6月30日の一時転用

資金計画

事業費

農地転用に関する許可基準からみた内容とその審査につきましては、別添2のとおりでありまして、総合意見としては許可相当と考えています。なお、参考に第1号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議をよろしくお願いいたします。

します。

会長 議案第1号について、説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

前谷委員 第1号図は、これで合っていますか。

事務局 申請地は■■■■線沿いであり、■■■■の南側、■■■■のお宅の周りです。■■■■さんが持っている土地で、図面のとおりです。

前谷委員 分かりました。

会長 他にご質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については許可相当であるとし承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については許可相当と意見を付し、進達することといたします。なお、30アールを超える農地転用事案については、北海道農業会議への意見聴取が必須とされていることから、意見聴取後、許可相当との意見回答のもと、前段の意見を付して進達することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

1番と2番がございますが、両案件とも、■■■■委員の親族が受け手となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、■■■■委員には審議終了までご退席をお願いいたします。なお、審議後、ご着席いただきますよう併せてお願いいたします。

それでは、まず1番について、事務局説明願います。

事務局 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の1番を説明し審議を求めます。

計画番号 令和2年度貸第1号

公告予定年月日 令和2年4月23日

申出者 ■■■■

出し手(貸主) ■■■■

受け手(借主) ■■■■

利用権を設定等する農用地及び内容

所在	■■■■	宅地	田	264.46 m ²
	■■■■	田	田	14,583 m ²
		合計	2筆	14,847.46 m ²

年額 ■■■■円

対価の支払方法と期限

貸主名義の金融機関・指定口座へ毎年11月末日までに振り込む

期間 令和2年4月23日～令和4年12月31日 2年8か月

当事者間の法律関係

賃貸借

本案件は、平成29年3月からの賃貸借が終期を迎えて、再契約となるものです。判定要件については、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、第2号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第2号1番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご

意見等ございませんか。

全員
会長

なし。

ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、本件については決定することといたします。

続きまして、2番について事務局説明願います。

事務局

2番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和2年度貸第2号

公告予定年月日 令和2年4月23日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

田	田	1,292 m ²
田	田	5,173 m ²
田	田	2,561 m ²
田	田	2,068 m ²
田	田	1,325 m ²
田	田	4,440 m ²
田	田	5,397 m ²
合計	7筆	22,256 m ²

年額  円

対価の支払方法と期限

貸主名義の金融機関・指定口座へ毎年11月末日までに振り込む

期間 令和2年4月23日～令和4年12月31日 2年8か月

当事者間の法律関係

賃貸借

本案件は、平成29年2月からの賃貸借が終期を迎えて、再契約となるものです。判定要件については、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。なお、第2号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長

議案第2号2番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員
会長

なし。

ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

異議なしと認め、本件については決定することといたします。

それでは、ここで  委員に着席していただきます。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員
会長

なし。

特にないようですので、続きまして、その他に入ります。まず、福土事務局長よりお願いします。

事務局長 ①議会関連等報告（事務局長）

事務局 ②令和2年度空知農業委員会連合会通常総会／
地区別農業委員会会長・事務局長会議（事務局）

・日 時 令和2年4月9日 14:30～

・ところ 平安閣（岩見沢市）

・対応 通常総会は役員のみで開催し、砂川市農業委員会を含む役員以外は連合会会長に委任することとされた。会長・事務局長会議は中止。

③農業委員会活動記録簿の提出について（事務局）

協議会長 ④協議会報告

会長 何かご意見、質問等はありませんか

全員 なし。

会長 特になければ、次回総会の日程を確認したいと思います。

次回開催日は、令和2年5月25日（月）午後1時30分からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これですべての審議が終わりました。以上で第34回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会 長

署名委員

署名委員